

## イギリスにおける職業的会計士規制の動向 : 1946年会計士法案をめぐって

原, 征士

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

29

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

67

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

1993-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003371>

## 〔研究ノート〕

## イギリスにおける職業的会計士規制の動向

— 1946年会計士法案をめぐって —

原 征 士

## I. はじめに

イギリスは、わが国とは異なり、会計士業を規制するにあたり、会計士協会によって規制する方法すなわち協会主義 (society approach) をとり、法律によって規制する方法すなわち立法主義 (statutory approach) をとっていない。しかし、イギリスにおいても、会計士業発展の歴史のなかで、立法主義が求められた時期があったのである。

1854年にエジンバラに会計士協会 (Society of Accountants in Edinburgh) が設立されたのを嚆矢として、1855年にグラスゴーに、1867年にアバディーンに、そして1880年には、イングランド諸都市に設立されていた5つの会計士協会を統合して、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 以下では English Institute と略称する) が設立されている。これらの会計士協会は、それぞれ独自に協会の入会資格を定め、訓練をほどこし、入会のための資格試験をし、会計士の資格を付与して行ったのである。

1890年代に入り、会計士業の規制のため、これら会計士諸協会は、またその後設立された団体 (とくに会計士立法運動に活発であったのは、1885年に設立された Society of Incorporated Accountants and Anditors である、以下では、Society と略称する) を含め、独自にまたいくつかの会計士協会が協同して、会計士法案を作成し議会にそれを提出して行ったのである。1891年から1912年にかけて、会計士業界から20の法律案が議会に提出されているが、そのいずれも成立に至っていない。この19世紀末から20世紀初頭にかけてのイギリスにおける会計士立法運動については、すでに考察を加えたところである<sup>1)</sup>。

本稿では、会計士業界が再び会計士法制定に向けて意志の統一をはかり、法律案を作成し議会に働きかけて行った1940年代初頭から1950年代初頭にかけての約10年間に注目し、会計士立法運動の展開とその帰結について考察して行くこととする。

## 〔注〕

- (1) 拙稿「イギリスにおける職業的会計士規制の展開」会計史学会年報、第8号、1990年3月、pp. 51~64。

## II. 会計士立法運動の展開

## 1. 会計士法案の確定

第二次世界大戦の最中、1942年に English Institute の提案で、「会計士業界の協調に関する合同委員会」(Joint Committee of the Co-ordination of the Profession, 単に Co-ordination Committee と呼ばれている) が形成された。この委員会には、業界を代表する English Institute, Society また3つのスコットランドの勅許会計士協会などの6つの会計士協会が参加しており、翌1943年にはアイルランド勅許会計士協会が参加した<sup>1)</sup>。当合同委員会は、イギリス (UK) における会計士業界の規制ないし協調のための会計士法案の作成に努力を傾けて行った<sup>2)</sup>。

1946年に至り、合同委員は、会計士法案 (Public Accountants Bill) の草案を作成し、各会計士団体はそれぞれ臨時総会を開催し、この草案を承認して行った<sup>3)</sup>。

この時期の会計士団体の動向を、合同委員会を構成する会計士団体の1つである、Society の動きを通して見て行く。

Society の機関誌 Accountancy, 1946年5月号

は、「会計士業界の協調」という見出しのもとで、この協調のための合同委員会、協調委員会 (Co-ordination Committee) で、会計士業界の協調のための諸提案が、合意に達したことで、そして、各会計士団体は、この諸提案、すなわち会計士法案を検討するために6月中旬に臨時総会を開催することが求められている、と伝えている<sup>(4)</sup>。

同誌6月号は、5月22日に開催された Society の年次総会の様子を伝えており、会計士業界の協調に関しては、1946年6月4日に、会計士法案の承認をめぐって検討するための臨時総会が開催されることに注目させている<sup>(5)</sup>。この年次総会で、同会の会長 Fred Woolley は、主要な会計士団体が、会計士法案の草案に同意したことを伝えるのは喜びであるとし、6月4日の臨時総会に触れ、会計士法案に含まれる諸提案は、当 Society の会員の将来に関し、また会計士業界の将来に関しても重要なことであると強調している<sup>(6)</sup>。

さらに同誌7月号は、6月4日の臨時総会の意義を次のように述べている<sup>(7)</sup>。「1946年6月は、会計専門職の歴史におけるクライマックスを印づけるときであった。今月の初め6つの主要な会計士団体の臨時総会は、提案されていた会計士法案の草案を検討し、票決をとった。それぞれの臨時総会では、会員の圧倒的多数でこの法案が同意され、各団体の代表者たちはそれぞれの団体のために、作業をおしすすめる権限が与えられた。」

Society の会長 F. Woolley も、「過去半世紀は、会計専門職にとっては形成期であった。今や成熟期に到達した。したがって、別の行動をとっているいくつかの会計士団体からは受け入れられないが、その規制が不可欠のこととなった。確かに真の意味で、会計士法案の草案は、一つの段階から次の段階への進展をはっきりと示したものである」<sup>(8)</sup>と述べている。

各団体の臨時総会の決議案の要旨は、次のようなものであった。

決議 1. 会計士法案の草案を承認すること

決議 2. 会計士法案の今後の進展については、合同委員会に委ねること

Society の臨時総会では、討議の末、双方ともに多数の支持のもとで承認されている<sup>(9)</sup>。

## 2. 会計士法案の内容

この会計士法案は、全文43条から成り<sup>(10)</sup>、基本的観点は、従来の会計士法案の立場すなわち何らかの機関に会計士を登録させ (Registration)、会計士業を規制するという立場ではなく、各会計士団体の独立性を保持しながら、会計士業界の協調をはかること (Co-ordination of the profession) を目指すものであった。A. A. Garrett は、このような基本的観点の変更について、次のように述べている。「登録という試みは、好ましくない歴史をもっている。この言葉自体、過去の挫折を思い出させる。そのために、より広い目的を示すものとして、その主題は『会計士業界の協調』として知られるようになった」<sup>(11)</sup>。

この法案では、イングランド・ウェールズとスコットランドをそれぞれの領域とする審議会を設け、前者を England Council、後者を Scottish Council と称している。その成員は、前者が24人、後者が16人で構成され、両地域の会計士協会の会員の代表を中心としたものとなっていた (第1条・第2条)。この審議会の職務は、以下の事項を含んでいた (第6条)。

- (1) それぞれの領域で公会計士として業務を遂行する者の名簿を保持し、その免許の付与と拒絶
- (2) 合同委員会に加わった当初の6会計士団体を「資格団体」(Qualifying Bodies) と称し、それ以外の団体で公会計士として業務遂行を要求し認定された団体を「認定団体」(Recognized Bodies) し、この「認定団体」に関して、調査し認可すること、またその認可の取消をすること、そしてそれら団体の登記簿を保持すること
- (3) 「資格団体」にも「認定団体」にも所属しない個人を試験し、免許を付与すること
- (4) 公会計に関する問題を調査すること
- (5) 本法にもとづき懲戒権を執行すること
- (6) その他

公会計士の資格は、(1)「資格団体」ないし「認定団体」の会員であること、(2)これらの団体の会員でない場合、イギリス国内また国外で、公会計士としてまたは公会計士に雇われて連続して5年以上業務を遂行しており、また良い評判を得てい

る者でなければならない(第18条)。

Institute と Society の共同提案になるもので、今世紀初頭において議会通過が期待された1911年会計士法案 (the Professional Accountants Bill, 1911)<sup>12)</sup>は、全文20条から成り、イングランド・ウェールズ、スコットランドそしてアイルランドで、職業的会計士として仕事をする者の氏名を登記簿に記録することが求められている(第3条)。登記官は、商務省により任命され、この法律で言及されているどの会計士団体からも独立していなければならない(第6条)。そしてこの法律で言及されている各団体は、各自の組織を保持し、この法律の下で登録するすべての者は「登録会計士」(Registered Accountant)と称される。しかし、各自は、自己の所属する団体の名称やイニシャルを、とくに採用することができる(第7条)、とされていた。

両者は、条文の数において相違があると共に、登記簿について、1911年法案では、商務省の任命する登記官が管理することとなっており、1946年法案が会計士団体の代表で構成される審議会で管理されるのと、異なるものとなっている。

#### [注]

(1) A. A. Garrett, *History of The Society of Incorporated Accountants, 1885-1957*, 1961, pp. 226-227. English Institute, *The History of The Institute of Chartered Accountants in England and Wales and Its founder Bodies, 1870-1965*, 1966, p.155.

なお合同委員会を構成する会計士団体の設立年および名称は、以下の通りである。("Qualifying Bodies"「承認された団体」は、Irish Instituteを除く、6つの団体である。Accountancy, July 1948, p.222.)

	設立年	会計士団体の名称
1	1854	The Society of Accountants in Edinburgh
2	1855	The Institute of Accountants and Actuaries in Glasgow
3	1867	The Society of Accountants in Aberdeen

4	1880	The Institute of Chartered Accountants in England and Wales
5	1885	The Society of Incorporated Accountants and Auditors
6	1888	The Institute of Chartered Accountants in Ireland
7	1905	The Association of Certified and Corporate Accountants

(2) A. A. Garrett, *op. cit.*, p.227.

(3) *Ibid.*, p.252.

(4) Accountancy, Vol. LVII, No.633, May, 1946, p.151.

(5) *Ibid.*, Vol. LVII, No.634, June 1946, p.173.

(6) *Ibid.*, p.178.

(7), (8) *Ibid.*, Vol. LVII, No.635, July 1946, p.214.

(9) *Ibid.*, p.223, p.230.

(10) Accountancy, June 1946, pp.193-201 に収録されている。

(11) A. A. Garrett, *op. cit.*, p.227.

(12) この法案について、「過去40年間に提案された会計士法案のうちでもっとも包括的なもの」と述べられている。Accountancy, June, 1930, p.356.

### III 会計士法立法運動の帰結

#### 1. 議会への提出とその帰結

1946年6月に、6つの「資格団体」は、それぞれ臨時総会を開き、会計士法案の草案を承認し、同法案の今後の取扱いを、合同委員会に委ねた。

この会計士法案には、89件の修正提案が寄せられている。その中には、「資格団体」の会員に、公会計士審議会 (Public Accountant Council) による実務の証明書を認める前提条件として、開業会計士事務所での30ヶ月の経験を求めているが、それを前提条件とすべきでない、という提案が含まれていたが、合同委員会で十分な討議の後に、1947年1月に、この問題について、法案を変更する正当性をもたないとして、退けている<sup>13)</sup>。

会計士法案は、合同委員会での決定の後、1947年7月に、早期検討の要請をそえて、商務省長官宛に提出されている<sup>12)</sup>。

会計士法案のその後の進展は、順調にはすすま

なかった。「公会計士」(Public Accountant)を法律用語として完全に満足するものとして定義できるかどうか議論され、また他の会計士団体より批判が生じている。それらの会計士団体は、以下のものであった<sup>(3)</sup>。

- ・ The British Association of Accountants and Auditors Ltd
- ・ The Association of International Accountants Ltd
- ・ The Faculty of Auditors Ltd
- ・ The Institute of Municipal Treasurers
- ・ The Institute of Cost and Works Accountants

こうして、イギリスの主要な会計士団体によって作成され、議会での審議に向けて運動したのであったが、1950年の初めに至り、この提案をとりやめる結果となった<sup>(4)</sup>。

## 2. 1948年会社法

会計士法の立法の動きと並行して、会社法の改正が行われている。1942年に会社法の改正に向けてコーエン委員会(Cohen Committee)が任命され、同委員会は、1945年に報告書を提出している。この委員会の提案を取り入れ、具体化したものとして1947年会社法が成立し、他の法律と総括され1948年法(the Companies Act, 1948)となっている<sup>(5)</sup>。この1948年会社法は、会計規定に関する包括的法律であったが、会計士業界にとって重要となるのは、公開会社ないし非免許私会社(public company and non-exempt private company)の監査人として任命されるべき者の資格を規定したことであった。

同法161条(I)(a)には、「イギリス(United Kingdom)で設立された会計士団体の会員であること」を監査人の資格要件として規定した。商務省は、認可した会計士団体として、1946年の会計士法案の提案に関係した上述の6団体とアイルランド勅許会計士協会を含めている。この規定を通して、会計士業の規制が間接的になされることとなり、会計士法案の目的は、部分的にはあったが達せられた、ということができるのである<sup>(6)</sup>。

[注]

- (1) Accountancy, Vol. LVIII, No.646, June 1947 p.122.
- (2) Ibid., June 1948, p. 143.
- (3) English Institute, The History of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales and its Founder Bodies, 1870-1965, 1966, pp.155-156.
- (4) A. A. Garrett, History of The Society of Incorporated Accountants, 1885-1957, 1961, p.252.
- (5) 詳しくは、千葉準一著『英国近代会計制度—その展開過程の探究—』平成3年9月、第10章をみられたい。
- (6) Accountancy, Vol. LXI No.682 1950, p. 187.

## IV. むすび

会計士業界の協調に関する合同委員会(The Joint Committee on Co-ordination)は、1942年に設立されたが、1955年にその活動を終結している。会計士法を成立させ、会計士業の規制をはかるという目的を達成することはできなかったが、この合同委員会の活動は、その後生じた会計士業界の統合(Integration)に向けての動きを導き出すことになったと考えられている<sup>(1)</sup>。

会計士業界におけるその後生じた統合としては、まず1951年に3つのスコットランドの会計士協会が統合され、スコットランド勅許会計士協会(The Institute of Chartered Accountants of Scotland)が成立している。また1959年には、The Society of Incorporated Accountants and Auditors(1954年に、The Society of Incorporated Accountantsに改名)が、イングランド・ウェールズ、スコットランドそしてアイルランドの3つの勅許会計士協会に吸収合併されている<sup>(2)</sup>。

イギリスにおいて会計士業の規制は、諸会計士団体による自主的規制すなわち協会主義がとられてきた。しかし、その歴史の中で、会計士法制をもって業界を規制する動きが存在したことを知ることができるのである。

戦後、わが国は戦前の計理士法を廃止し、新た

に時代の要請に答えられる制度として公認会計士法（昭和23年法律第103号）を制定している。この公認会計士制度は、制定当初しばしば改正がなされ、そのあり方について多くの議論がなされてきたのであるが、その中で、イギリスの会計士制度のあり方またその展開方向は、関係者の間で関心のあるところであった。

村瀬玄氏は、「英国の会計士制度について」という論文の中で、上述の1946年会計士法案（Public Accountants Bill）を紹介し、「近い将来に英国にも、法律化された会計士制度が発足するものと思われる」<sup>(1)</sup>と述べられている。もちろん、その展開は会計士法の成立を見ることなく終っており、村瀬氏の予想のように展開していないが、当時のわが国の会計士制度の議論の中で、イギリスの動向に関心が向けられていたことを知りうるのである。

〔注〕

- (1) English Institute, *op. cit.*, p.155.
- (2) L. W. Hein, *The British Companies Acts and the Practice of Accountancy, 1844-1962*, 1978, p.28, 34.
- (3) 企業会計, 第2巻第9号, 昭和25年9月, p. 76.

(平成2年度法政大学特別研究助成金による研究の一部である)